

〔電子申請添付書類チェックリスト（第一種個人相続）〕

紙での郵送を希望される方は、下段の注意事項をご覧ください。

□添付1：『第一種相続認定個人事業者に係る認定申請書』（様式第8の5）Word ファイル

以下の書類については、PDF ファイルで添付してください。

□添付2：遺言書又は遺産分割協議書の写し

□添付3：相続税の見込額を記載した書類

□添付4：個人事業承継者の開業の届出書の写し

□添付5：個人事業承継者の青色申告承認申請書の写し又は青色申告の承認の通知の写し

□添付6：先代事業者の相続開始の日の属する年の前年・前々年の青色申告書及び青色申告決算書の写し

□添付7：特定事業用資産の移転等に係る認定経営革新等支援機関の確認書

⇒「(別紙) 特定事業用資産の明細について」も添付

□添付8：個人事業承継者が事業に従事していたことを証する書面（事業従事誓約書）

□添付9：性風俗関連特殊営業に該当しない旨の誓約書

□添付10：先代事業者及び個人事業承継者の住民票の（除票の）写し（コピー可）

⇒先代事業者と個人事業承継者が同一世帯の場合には1通で可

□添付11：個人事業承継計画及びその確認書の写し（同時申請の場合は不要）

□添付12：その他、認定の参考となる書類（必要な場合のみ）

□添付13：連絡先・担当者の名刺

紙の郵送での手続きを希望される場合

1. 申請書は2部お送りください。
 2. 住民票の（除票の）写しは原本をお送りください。
 3. 認定書交付用のあて先が記入されている返信用レターパック等をお送りください。
- その他は電子申請用のマニュアル等に記載されている通りです。提出先へご郵送ください。

第一種相続認定個人事業者申請書の提出書類と記載例（R8.10版）

●電子申請について

本県における電子申請は、提出書類のすべて（ワードファイルまたは PDF ファイル形式）を、県の電子申請システム【e-kanagawa】にアップロードしていただくものです。

住民票の写し等の原本の提出や認定書返信用レターパックの同封は不要です。

なお、認定書の交付については、電子申請時に登録されるメールアドレス宛に送付します（申請者（認定中小企業者）への認定書の送付は必須となります。）。

手続き方法は、10 ページをご覧ください。

●提出書類

【申請書（Word ファイルで提出）】

『第一種相続認定個人事業者に係る認定申請書』（様式第 8 の 5）

【添付書類（各 1 部）】

1. 遺言書又は遺産分割協議書の写し

2. 相続税の見込額を記載した書類

○相続税の見込額及び納税猶予見込税額を記載した書類（様式自由）。

○相続税の申告書第 1 表、第 8 の 2 表及びその付表、第 11 表でも可。

〔作成のポイント〕

以下の事項が記載されていること。

- ・特定事業用資産のうち、納税猶予の適用を受けるもの（特例事業用資産）の明細
- ・相続税総額（見込額）及び納税猶予を受けようとする相続税額

3. （個人事業承継者）開業の届出書の写し

- ・税務署の受領印があること（電子申請の場合は受信通知も添付）。

4. （個人事業承継者）青色申告承認申請書の写し 又は 青色申告の承認の通知の写し

- ・申請書の写しを添付する場合、税務署の受領印があること（電子申請の場合は受信通知も添付）。
- ・税務署への提出期限内に申請していること。

	区分	提出期限
(1)	相続開始の日がその年の 1 月 1 日から 8 月 31 日	相続開始の日から 4 か月以内
(2)	相続開始の日がその年の 9 月 1 日から 10 月 31 日	その年の 12 月 31 日
(3)	相続開始の日がその年の 11 月 1 日から 12 月 31 日	翌年 2 月 15 日

5. 先代事業者の相続開始の日の属する年の前年・前々年の青色申告書及び青色申告決算書の写し

①青色申告書（確定申告書B）

- ・確定申告書 第一表
- ・確定申告書 第二表

②所得税青色申告決算書の全て

- ・損益計算書
- ・給料賃金・専従者給与等の内訳
- ・減価償却費の計算
- ・貸借対照表
- ・その他の明細書

6. 特定事業用資産の移転等に係る認定経営革新等支援機関の確認書

以下の事項について、認定経営革新等支援機関の確認を受け、「特定事業用資産の移転等に係る認定経営革新等支援機関の確認書」（別紙含む）を発行してもらってください。

[確認事項]

- ・相続等により取得した特定事業用資産が、先代事業者がその事業の用に供していた特定事業用資産の全てであること。
- ・当該特定事業用資産のうち相続税の納税猶予制度（租税特別措置法第70条の6の10）の適用を受けようとする特定事業用資産の全部を自己の事業の用に供していること又はその見込みであること。
- ・当該事業に係る取引を記録し、かつ、帳簿書類の備え付けを行っていること（個人事業承継者が既に事業所得を生じる他の事業を行っている場合には、区分整理をしていること）。

（認定経営革新等支援機関の方へ）

認定経営革新等支援機関における確認事務については、中小企業庁のホームページより、「認定経営革新等支援機関の事務について」及び「認定経営革新等支援機関における特定事業用資産等の確認マニュアル」をご覧ください。

特定事業用資産の移転等に係る認定経営革新等支援機関の確認書

令和●年●月●日

神奈川県知事 殿

税理士法人〇〇〇は、神奈川後継様の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項（同法施行規則第6条第16項第8号の事由に係るものに限ります。）」の認定要件について、神奈川後継様から提供された情報を基に、以下の通り確認しました。

ID番号 XXXXXXXXXXXXX

所在地 海老名市〇〇

認定経営革新等支援機関名 税理士法人〇〇〇

電話番号 046-235-xxxx

代表者の氏名 〇〇 〇〇

1. 確認を受ける個人事業者について

個人事業承継者の氏名	神奈川 後継
個人事業承継者の住所	海老名市下今泉 705-1

※別紙「特定事業用資産の明細」も添付してください

※令和●年●月●日は、確認した日付（相続開始日以降）を記載してください。押印は不要です。

7. 個人事業承継者が事業に従事していたことを証する書面（事業従事誓約書）

相続の開始の直前において、特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に係る業務に従事していたことを誓約するものです（先代事業者が60歳未満で死亡した場合は不要）。

〔作成のポイント〕

- ・個人事業承継者が従事していた事業が先代事業者の営む事業と日本標準産業分類上、中分類（中分類がない場合は大分類）において同区分（又は、従事していた業務の内容が、当該特定事業用資産に係る事業において行われる業務と同種又は類似のもの）であること。

誓 約 書

令和●年●月●日

神奈川県知事 殿

住所 海老名市 705-1
氏名 神奈川 後継

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（施行規則第6条第16項第8号の事由に該当する場合）の申請をするにあたり、当該認定を受けようとする個人が、同施行規則第6条第16項第8号二に掲げる事項に該当することを誓約します。

記

1. 先代事業者（被相続人）の氏名
神奈川 先代（住所：神奈川県海老名市 705-1）
2. 先代事業者（被相続人）の営んでいた事業
プラスチック製品製造業（日本標準産業分類における分類：プラスチック製品製造業）
3. 先代事業者の相続の開始の直前において、個人事業承継者が従事していた事業内容
プラスチック製品製造業（日本標準産業分類における分類：プラスチック製品製造業）

※令和●年●月●日は、認定申請日と同じ日付で作成してください。押印は不要です。

8. 性風俗関連特殊営業に該当しない旨の誓約書

相続の開始の時以後において、個人事業承継者が営む事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと等を誓約するものです。

〔作成のポイント〕

- ・日本標準産業分類は中分類（中分類がない場合は大分類）を記載してください。

誓 約 書

令和●年●月●日

神奈川県知事 殿

住所 海老名市 705-1
氏名 神奈川 後継

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（施行規則第6条第16項第8号の事由に該当する場合）の申請をするにあたり、当該認定を受けようとする事業が、相続の開始の時以後において、同法施行規則で規定する性風俗関連特殊営業に該当しないことを誓約します。

記

相続の開始の時以後において、個人事業承継者が営む事業内容
プラスチック製品製造業（日本標準産業分類における分類：プラスチック製品製造業）

※令和●年●月●日は、認定申請日と同じ日付で作成してください。押印は不要です。

9. 先代事業者及び個人事業承継者の住民票の（除票の）写し（コピー可）

- ・ 相続の開始の日以降に取得したものであること。
- ・ 請求する際は、「死亡した者を含んだものが必要」である旨を伝えること。
- ・ 個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。
- ・ 同一世帯全員の記載があるもの。

※先代事業者と個人事業承継者が同一世帯の場合には、1 通の提出で構いません。

10. 個人事業承継計画及びその確認書の写し

- ・ 納税猶予申請と同時に申請する場合には確認書の写しは不要。

11. その他、認定の参考となる書類

- ・ 前年から相続等の時までの間に、資産又は負債に著しい増減があった場合には、その年から相続時までの試算表などを提出していただくことがあります。
- ・ その他、認定の判断ができない場合、参考となる資料をいただくことがあります。

12. 連絡先・担当者の名刺等

〔記載例〕

これはあくまで作成例です。
詳しくは経営承継円滑化法施行規則及び申請マニュアル等でご確認ください。

様式第 8 の 5

第一種相続認定個人事業者に係る認定申請書

令和 7 年 7 月 1 日

神奈川県知事 殿

個人事業承継者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事あてに提出してください。

郵便番号 243-0435
住所 神奈川県海老名市下今泉 705-1
電話番号 046-235-5620
氏名 神奈川 後継

個人事業承継者が申請します。住所、氏名は、住民票の写しと同様の記載とします。

認定申請書を提出する日。
なお、申請の期限は相続開始の日の翌日から 8 ヶ月を経過する日です。
申請の期限が土日祝日の場合は、次の平日が期限となります。(当日消印有効)

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 6 条第 16 項第 8 号の事由に係るものに限る。）を受けたいので、下記 のとおり申請します。

記

1 個人事業承継計画の確認について

施行規則第 17 条第 1 項 第 3 号の確認（施行規則第 18 条第 7 項又は第 8 項の変更の確認をした場合には変更後の確認）に係る確認事項	確認の有無	■有 □無（本申請と併せて提出）	
	「有」 の場合	確認の年月日及び番号	令和 5 年 10 月 1 日 （企支第××××号）
		先代事業者の氏名	神奈川 先代
		個人事業承継者の氏名	神奈川 後継

個人事業承継計画を提出することができる期間は、令和 10 (2028) 年 9 月 30 日までです。
この間は、納税猶予の認定申請の際に併せて提出が可能です。

複数の事業を行っている場合、売上の一番多い事業について、製造業その他/卸売業/小売業/サービス業などが判別できるように記載してください。

2 第一種相続認定を受けようとする事業について

相続開始時の常時使用する従業員の数	5 人	主たる事業内容	プラスチック製品製造業
-------------------	-----	---------	-------------

3 被相続人及び第一種相続認定申請個人事業者について

相続開始日	令和 7 年 1 月 5 日
第一種相続申請基準日	令和 7 年 6 月 5 日
相続税申告期限	令和 7 年 11 月 5 日

第一種相続認定申請基準日とは、相続開始の日の翌日から 5 ヶ月を経過する日（応当日：曜日は関係しない）です。

相続開始の日の翌日から 10 ヶ月を経過する日（土日祝日の場合は、次の平日）が申告期限となります。

青色申告決算書の「給与賃金の内訳」と「専従者給与の内訳」の人数の合計を記載します。なお、正規従業員と比較して 4 分の 3 に満たない短時間労働者等は含みません。

被相続人	氏名	神奈川 先代	相続税の申告書に記載する被相続人(先代)の住民票(除票)の写しに記載された氏名・住所を記載してください。
	最後の住所	神奈川県海老名市下今泉 705-1	
	相続の開始の時の年齢	75 歳	
	相続開始日の属する年、その前年及びその前々年における青色申告書の提出の有無	☒ 有 ☐ 無	
第一種相続認定申請個人事業者	氏名	神奈川 後継	個人事業承継者の住民票の写しに記載された氏名・住所を記載してください。
	住所	神奈川県海老名市下今泉 705-1	
	相続開始日における年齢	46 歳	
	相続時における被相続人との関係	☒ 直系卑属 ☐ 直系卑属以外の親族 ☐ 親族外	認定申請時までに開業の届出書を提出する必要があります。
	開業の届出書の提出の有無	☒ 有 (令和 7 年 1 月 15 日提出) ☐ 無	
	相続の直前における当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業への従事の有無	☒ 有 (平成 11 年 4 月 1 日から従事) ☐ 無	
	青色申告の承認の申請書の提出の有無	☒ 有 (令和 7 年 1 月 15 日提出) ☐ 無	認定申請時までに承認を受けている(又は受ける見込み)必要があります。
	下記の事項についての認定経営革新等支援機関の確認の有無。	☒ 有 (令和 7 年 5 月 30 日確認) ☐ 無	認定経営革新等支援機関が作成した確認書(別紙「特定事業用資産の明細」含む)を添付してください。
	被相続人が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全て(*1)の相続又は遺贈により取得していること		
第一種相続申請基準日まで、(*1)のうち租税特別措置法第70条の6の10第1項の適用を受けようとする特定事業用資産の全部を有し、かつ自己の事業の用に供している又は供する見込みであること			

「資産の帳簿価額の総額」は、青色申告決算書の貸借対照表の資産の部の合計額を記載します（ただし、①貸倒引当金、投資損失引当金などを計上している場合は、資産の帳簿価額の総額・特定個人事業資産の帳簿価額の合計から控除しないこと。②減価償却資産は、減価償却資産累計額を控除した後の価額を用いる（直接減価方式に合わせ計算））。

(別紙)

先代事業者の特定個人事業資産等について

先代事業者の相続発生年の前年における特定個人事業資産等に係る明細表

種別		内容	利用 状況	帳簿価額	運用収入
有価証券		A社株式 20,000 株		(1) 10,000 円	(10) 100 円
		B投資信託		20,000 円	200 円
不動産	現に自ら使用しているもの	海老名市下今泉 705-1 の土地 200 ㎡ 同上の建物のうち 1 階部分 (45 ㎡) 上記に係る建物付属設備（電気工事一式）	自己 使用	(2) 20,000,000 円 2,500,000 円 500,000 円	(11) 0 円
	現に自ら使用していないもの	海老名市下今泉 705-1 の建物のうち 2 階部分 (35 ㎡)	賃貸	(3) 2,000,000 円	(12) 600,000 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	販売することを目的として有するもの			(4) — 円	(13) — 円
	販売することを目的としない有するもの			(5) — 円	(14) — 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	販売することを目的として有するもの			(6) — 円	(15) — 円
	販売することを目的としない有するもの			(7) — 円	(16) — 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	現金 当座預金		(8) 500,000 円 1,000,000 円	(17) 500 円 0 円
	先代事業者及び特別関係者（施行規則第 1 条第 25 項に掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	貸付金 (事業主貸)		(9) 1,000,000 円	(18) 円

有価証券とは、金融商品取引法第 2 条第 1 項の有価証券及び第 2 項のみなし有価証券が該当します。

内容欄は該当するもの全てを、銘柄ごとに分けて数量等を記載。帳簿価額欄は、期末簿価でそれぞれ金額を記載。運用収入欄は、期中の配当金等のほか、期中に売却した時の対価(売却益ではなく売却額)も含みます。

不動産とは、土地、借地権、建物、建物と一体不可分の付属設備及び建物と同一視できる構築物が該当します（青色申告決算書の貸借対照表に計上されている資産に限ります）。

内容欄は、上記に該当するもの全てを所在・面積及び種別が分かるよう具体的に記載してください。

利用状況欄は、事業用として使用していることが分かるよう記載してください。

運用収入欄は、期中の受取家賃のほか、期中に売却した時の対価(売却益ではなく売却額)も含みます。

内容欄は種別毎に記載してください。運用収入欄は、預貯金の利子等を記載してください。

青色申告決算書の貸借対照表の「事業主貸」は事業主本人に対する貸付金となりますので、(9) 欄に記載します。

特定個人事業資産の帳簿価額の合計額	(19)=(1)+(3)+(5)+(7)+ (8)+(9) 4,530,000 円	特定個人事業資産の運用収入の合計額	(21)=(10)+(12)+(14)+(16)+(17)+(18) 601,800 円
資産の帳簿価額の総額	(20) 35,000,000 円	総収入金額	(22) 20,000,000 円
特定個人事業資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(23)=(19)/(20) 12.9%	特定個人事業資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(24)=(21)/(22) 3.0%

「総収入金額」は、青色申告決算書の損益計算書の「売上（収入）金額（雑収入を含む）」を記載してください。

70%以上の場合、「資産保有型事業」となり、認定を受けることができません。

75%以上の場合、「資産運用型事業」となり、認定を受けることができません。

やむを得ない事由により資産保有型事業又は資産運用型事業に該当した場合

該当した日	年 月 日
その事由	
解消見込時期	年 月 頃

●電子申請の手順

- ① e-kanagawaで検索
- ② オンライン申請手続きをクリック
- ③ キーワードで探す(その他で検索)

e-KANAGAWA 神奈川県 電子申請システム

初めてご利用の方へ 手続き検索 申請状況確認 職責署名検証 ログイン

オンライン申請手続き

ホーム > オンライン申請手続き

キーワードで探す

2025年09月08日 10時58分 現在

その他

手続き一覧

受付開始日時 降順

20件ずつ表示

☐ 類義語検索を行う

●電子申請入力画面

申請・報告の種別と種別毎の件数 必須

申請・報告する書類の種別を選択し、種別毎の件数を入力してください。

☐ 第一種贈与認定__様式第7又は第二種贈与認定__様式第7の2 (件)

☐ 第一種相続認定__様式第8又は第二種相続認定__様式第8の2 (件)

☐ 特例承継計画確認後の合併報告書__様式第24の4 (件)

☐ 特例承継計画の確認取消し__様式第25 (件)

☐ 特例承継計画の報告書__様式第27 (件)

☐ 事前確認__様式第21の2又は事前確認の変更__様式第24の2 (件)

☐ 災害特例__様式第20又は様式第20の2又は様式第20の3～20の6又は様式第20の10 (件)

☐ 個人事業承継計画__様式第21の3又は個人事業承継計画の変更__様式第24の3 (件)

☐ 第一種個人贈与認定申請書__様式第7の5又は第二種個人贈与認定申請書__様式第7の6 (件)

☐ 第一種個人相続認定申請書__様式第8の5又は第二種個人相続認定申請書__様式第8の6 (件)

☐ 個人随時報告書__様式第12の2 (件)

☐ 個人切替確認申請書__様式第17の2 (件)

☐ 個人切替確認申請書(法人成した場合)__様式第17の3 (件)

今回提出する申請書の種別毎の件数を入力してください。複数同時申請の場合、重複書類の省略は可です。

申請者情報

申請者 **必須**

その他の手続きを提出する個人名又は法人名を入力してください(株)などの略称は不可)。

☐ 氏: 名:

☐ 法人名:

今回提出する申請書に記載されている氏名を入力してください。

申請者の担当者名

氏 名

申請者の担当者のメールアドレス

メールアドレス

ここで登録したメールアドレス宛に認定書を電子交付します。
申請者への認定書の送付は必須となります。

申請者の担当者の電話番号

市外局番から入力してください(ハイフンは不要)。

電話番号

今回提出する申請書について、申請者とは別に問合せ先がある場合は、法人名又は事務所名を入力してください。

問合せ先

問合せ(法人名等)

申請者と問合せ先が異なる場合は、問合せ先の法人名又は事務所名を入力してください。

ここで登録したメールアドレス宛に認定書を電子交付します。

問合せ先の担当者名

氏 名

問合せ先に入力がある場合は、ここで登録した電話番号宛に県から修正依頼の連絡をします。

問合せ先の担当者のメールアドレス

メールアドレス

今回提出する申請書を Word ファイルで添付してください。

問合せ先の担当者の電話番号

市外局番から入力してください(ハイフンは不要)。

電話番号

複数同時申請する場合は、報告書以外の添付資料については、重複書類の省略は可です。

添付1: 様式 **必須**

添付2: 添付書類 **必須**

添付3: その他

申請フォームでは、添付ファイルの一時保存ができません。全ての申請書・添付書類を作成・データ化してから、申請フォームの入力に進んでください。

〔問合せ・提出先〕

個人事業承継者の主たる事務所の所在地が神奈川県の方は、以下が紙の申請書の提出先になります。
なお、お問合せについては電話のみの対応となります。

名 称	提 出 先(紙の場合)	電 話
かながわ中小企業成長支援ステーション	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県中小企業支援課内	045-285-0748

〔電子申請システムの操作に関するお問合せ先(コールセンター)〕

システム操作に係る不明点が解決しない場合は、次のコールセンターにお問い合わせください。

【システム操作に関するお問合せ先 (コールセンター)】

固定電話：0120-464-119 (フリーダイヤル)

携帯電話：0570-041-001 (有料)

(9:00～17:00 土日祝日及び12月29日から1月3日までを除く。)

※ 手続内容に係る問合せについては、**かながわ中小企業成長支援ステーション**にお問い合わせください。